協定項目23-16号 資料

商工・観光関係事業の取扱いについて

1.協議項目の要旨・留意点

商工業・企業誘致港振興・観光イベント・宿泊施設関係の事業について検討する。 関連資料については、別紙のとおり。

2.提案の理由

各種事務事業については、各地域の実情を尊重しながら、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案する。

3.協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市(平成11年4月1日 新設合併)

- (1) 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。 補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- (2) 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。
- (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

埼玉県さいたま市(平成13年5月1日 新設合併)

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。 同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

山梨県南アルプス市(平成15年4月1日 新設合併)

商工観光事業(各種イベント等)の取扱い

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについて は新市において調整する。

商工業・観光振興の取扱い

商工業・観光振興の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- (2) 合併後速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。
- (3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する

貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。

(4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

岐阜県飛騨4町村合併協議会(平成16年2月1日目標 新設合併)

- (1) 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の 統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目処に民営化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

	川熣地区法正古州協議会事務事業―7	1110的金彩技仪			T
協定項目	23-16 商工・観光関係事業			【商工会議所及び商工会】	産業経済部会 商工業·運輸分科会
調整方針(案)	商工業振興事業については、新市に移行後も継	続して実施する。各商工団体の組織及び運営につ	ONでは、新市に移行後、効果的な活動ができる。	よう組織体制の確立を推進する。	
分野名	川内市		入来町	東郷町	祁答院町
名称	川内商工会議所、 高城商工会	樋脇町商工会	入来町商工会	東郷町商工会	祁答院町商工会
目的	市内(高城地区を除く)商工業者の振興のために市長が必要と認める事業を実施することを目的とする。 高城地区商工業者の振興のために市長が必要と認める事業を実施することを目的とする。	商工業の総合的な改善発展を図り,併せて社会一般の福祉の増進と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	商工・観光の振興を図るため商工、観光関係団体 が行う事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。
事業内容	·指導事業 ·小規模指導事業 ·倒產防止対策事業 ·加規模指導事業 ·加規模指導事業 ·小規模指導事業 ·倒産防止対策事業 ·後継者対策事業	·経営改善普及事業 ·情報化対策事業 ·市比野温泉杯サッカー大会事業 ·特庭品振興事業 ·地域振興活性化事業 ·商品券事業	地域の総合経済団体として、経営基盤の強化を柱とする経営改善普及事業をはじめ地域振興活性化を目的とした日の丸地区の地域興し温泉南店街整備推進、後継者対策の一環とする職場体験学修をはじめ、地域と一体となった各種イベント福祉事業等行政・各関係機関との連携のもと推進する。		·経営改善普及事業 ·経営·税務対策事業 ·総合振興事業 ·労務対策事業 ·商業·工業振興事業 ·青年部·女性部対策事業 ·金融対策事業 ·福利厚生事業
組織	会頭、副会頭3名、専務理事1名、 常議員26名、監事3名 会長、副会長2名、 理事10名、監事2名	会長1名 副会長2名 理事9名 監事2名 事務局長1名 経營指導員2名 補助員1名 記帳 専任職員1名 記帳指導員1名 会員248名(平成13年度末)	会員179名 役員:18名 会長!名、副会長2名、理事13名、監事2名 計18 名 事務局:5名 局長、経営指導員、補助員、記帳選任職員、記帳 指導職員	会長1名·副会長1名·理事11名·監事2名 会員数128名·総商工業者178名 事務局長1名·経営指導員1名·補助員1名·記帳 選任職員1名	会長1名·副会長2名·理事9名·監事2名 会員数113名·総商工業者146名 経営指導員1名·補助員1名·記帳選任職員1名
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点
名称	里村商工会	上甑村商工会	下甑村商工会	鹿島村商工会	・商工会の調整が必要になってくる。公共的団体の ため調整が難いいが、何らかの形で整理統合でき
目的	地域の経済団体として,小規模企業者の経営指導と地域商工業の振興を推進するとともに,社会一般の福祉の増進に寄与する。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。		改善発達を図りあわせて社会一般の福祉の増進に	るよう検討が必要ではないか。 ・イベント等については、それぞれの地域商店街等 の活性化に繋がるため、継続していきたい。
事業内容	・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業 工業振興事業 ・金融対策事業 ・会融対策事業 ・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	·経営改善普及事業·総合振興事業 ·商業、工業振興事業·金融対策事業 ·経営·稅務対策事業·勞務対策事業 ·青年部·女性部対策事業·福利厚生事業	·経営改善普及事業 ·総合振興事業 ·商業、工業振興事業 ·金融対策事業 ·経営·税務対策事業 ·労務対策事業 ·劳年部・女性部対策事業 ·福利厚生事業	1・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行う。 2・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。 3・商工業に関する調査研究を行う。 4・商工業に関する講習会又は講演会を開催する。 5・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う。 6・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する。 7・商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し建議する。 8・行政庁等の諮問に応じて、答申する。 9・社会一般の福祉の増進に資する事業を行う。 10・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を 処理すること。	
組織	1 会員数:110名 2 役員数:会長1名,副会長1名,理事10名,監事 2名 3 事務局:経営指導員1名·補助員1名 記帳専任職員1名	会長1名·副会長1名·理事7名·監事2名·会員数9 6名 総商工業者104名 [事務局構成 3名] 経管指導員1名·補助員1名·記帳専任職員1名	·会長1名 ·副会長1名 ·理事11名 ·監事2名 ·会員数119名 ·総商工業者166名 【事務局構成 3名】 ·経営指導員1名 ·補助員1名 ·記帳選任職員1名	[組織役員] 会長1名·副会長1名·監事2名·理事6名·会員数 17名	

	川薩地区法定合併協議会事務事業一方	记化調整総括表	
協定項目	23-16 商工・観光関係事業	【ふるさと大使】	産業経済部会 商工業·運輸分科会
調整方針(案)		Dまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。	•
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点
名称	薩摩国川内大使	該当なし	川内市で制度を設けている。
目的	本市を広く全国に紹介し,本市特産品の活用や観光振興等に資するため,大使制度を設置した。		
大使の種類及び人 数	河童特派委員 16人 夢の語部 8人 大綱大将 9人 みずのまち 12人 可愛山大使 18人 計 63人		
選任	各種団体の長や役員,国から本市への出向者,国の出先機関の長,民間事業所,学識経験者,文化・芸能・スポーツ等で活躍する本市ゆかりの者等の中から選び、市長が委嘱する。		
任期	大使の任期は、5年とし再任を妨げない。但し、大使本人から辞退の申し出があった場合は、この限りでない、また、市長は特別の事由がある時は大使を解任することができる。		
活動等	大使は、それぞれの居住地や職場等において本市を広く紹介するとともに本市特産品の普及宣伝や観光振興に努め、かつ本市のまちづくりへの提言や企業誘致など市政発展の情報提供を行う。		

(用地費+造成費)*補助率 交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措 交付対象経費の10分の2以内 交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措 条例・規則、補助金交付要綱等により交付要件(工 補助率は3/10以内。 置運用) フライ 大田		川薩地区法定合併協議会事務事業一方	T化調整総括表			
### 2015年	協定項目	23-15 農林水産関係事業			【企業誘致助成措置】	産業経済部会 企業誘致·港振興分科会
日的	調整方針(案)	・企業誘致助成措置に関することについては、	合併時に、新たに制度等を制定する。			
日的	分野名	川内市	桶脇町	東郷町	祁答院町	その他町村
日的 は体系をとようできるのに対し、助政措置を行ったものに対して制助を行う。		川内市企業立地促進条例に関する補助金	樋脇町企業誘致促進補助金	東郷町企業誘致促進に関する補助金	祁答院町企業誘致促進助成金	が、入来町(入来町産業開発促進条例)、里村(里村工業開発促進条例)ではそれぞれの条例に基
・振設工場用地を設備し、工場生産施設等を行う。 ・指規を担い、以上では下間正確施設策を行う。 ・打りを超える情報のよう。 ・打りを超える情報のよう。 ・工業生産施設については、別で間で増加を行う。 ・ 一部の主産・一部に対している。 ・ 「一般の主産・一部の主産・一定の主産・一の主産・一定の主産・一定の主産・一定の主産・一定の主産・一定の主産・一定の主産・一定の主産・一定の主産	目的					
(用地費+造成費)*補助率は3/10以内。	交付要件	施設工場用地を取得し、工場生産施設等を新設・増設または、移転し3年以内に操業を開始し、新規雇用10人以上で投下固定資産総額2,300万円を超える場合。 ・工業生産施設については、3,000㎡以上の用地取得。 ・情報サービス施設については500㎡以上の用地取得。 ・観光施設については、投下固定資産総額5億円を超える場合について補助を行う。 2.新規雇用奨励金・新規雇用費励金・新規雇用者の就労に当たり奨励金を支払う。新規雇用者の就労に当たり奨励金を支払う。新規雇用者で50万円(障害者は30万円)	・10人以上の雇用者があること。	・操業開始時に10人以上の雇用があること	固定資産取得価格 1,000万円以上 新規地元雇用者5人以上	
交付額 10人以上20人未満の場合 3,000万円 2,000万円 2,000万円 2,000万円 2,000万円 2,000万円 2,000万円 2,500万円 3,000万円 3,00	交付対象経費	当該工場用地取得(造成工事費含む)	当該工場用地取得(造成工事費含む)	当該工場用地取得費(造成工事費含む)	当該工場用地取得費(造成工事費含む)	課題・問題点
・10人以上20人未満の場合 3,000万円 虚用者10人以上20人未満 2,000万円 虚用者20人以上 2,500万円 定り入以上30人未満の場合 5,000万円 虚用者20人以上 2,500万円 定用者20人以上 2,5	交付額			交付対象経費の10分の2以内	交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)	奨励金)が決定されている。 新市での偏りのない、全体的な企業の立地を目指
交付時期 工業開発等促進条例により、2,500万円以上の その他 (固定資産課税免、資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。) 道疎地域産業開発促進条例による3年間の固定 資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。 資産の課税免除を行う。 (固定資産課税免、)	交付金限度額	·20人以上30人未満の場合 5,000万円		2,000万円	3,000万円	過疎地域の指定など、地域性にあった補助制度を制定するべきである。 新市へ移行する時点では条例等の整備は終了し
その他 生産設備の新増設を行なった場合、3年間の固定 資産の課税免除を行う。 資産の課税免除を行う。 資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。 資産の課税免除を行う。 (固定資産課税免、)資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。	交付時期		操業開始後	操業開始後	操業開始後	
	(固定資産課税免、	生産設備の新増設を行なった場合、3年間の固定				

·+	川陸地区法化市併協議云事份事業	7010的金融1948		[年以7.85.1 本半]	女坐你这种人 怎么 / 心 / 八八人		
協定項目	23-16 商工・観光関係事業			【観光イベント事業】	産業経済部会 観光イベント分科会		
調整方針(案)	・観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。						
分野名	川内市	植脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
イベント名	・川内川花火大会(8月) ・川内大綱引(9月) ・がらっぱどん祭(11月)[平成15年度] ・川内はんやまつり(11月) ・御狩場マラソン大会(11月) ・新幹線開業関係イベント(調整中) ・きやんせふるさとフェスタ(調整中)	・丸山桜マラソン大会(4月) ・市比野温泉杯サッカー大会(7-8月) ・市比野温泉サマーフェスティバル(8月) ・遊湯館記念イベント(12月) ・市比野温泉「湯の市」(毎月)	・いりきファミリーハイキング(4月) ・入来パラグライダーフェスティバル(7月) 平成1 5年度から休止 ・温泉まつり(7,8月) 平成14年度から休止 ・八重山高原星物語(8月) ・入来町夏まつり(8月) ・野外映画祭(ふくろう館長のいりき星空映画館)(1 0月) ・フレンドリーカップゴルフ(10月)	・とうごう天神梅マラソン大会(1月) ・東郷町夏まつり納涼大会(7月)	・梅マラソン大会(2月) ・蘭牟田池納涼花火大会(8月) ・中高年登山大会(11月) ・むらおこしカップ市町村対抗女子駅伝大会(12月)		
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点		
イベント名	・里村夏まつり(8月)	・上甑夏祭り(7月) ・甑大明神マラソン大会(11月)	・竜宮伝説フェスタ(11月)	・うみねこまつり(4月) ・港まつり(8月) ・若者交流「体験!発見!鹿島村」(8月)	・事業の実施団体が実行委員会等で全て実施(自治体の関与なし)している事業もあるが、自治体で実施している例も有り、実行委員会等の強化が必要と考える。しかしながら、合併時において、実行委員会等にすべて移管することは難しいと考えるので、支所等にもそのような組織体制(観光部門等)が必要と考える。・イベントは、各自治体の地域に根付いたもので尊重する必要があり、現行のまま新市に引き継ぐ必要があると考える。・今後は実行委員会組織等の強化を図り、体制づくりをして事務の移管を進める必要があると考える。新市に移行後将来においては、特定地域に偏ることなく新市のイベントとして何がふさわしいのか補助額等を含め総体的に検討する必要があると考える。		

協定項目	川隆地区法定言併協議会事務事業 - 7 23-16 商工・観光関係事業	ローロ記述工工では、コロンス		【観光施設維持管理】	産業経済部会 観光イベント分科会
		(4 ± 1/4 / 2 = 1 ± 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(正元/し川也以本土)寸 日・土)	注来が10円本 既ルコペンドガイ会
調整方針(案)		後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
分野名 施設名称	川内市 せんだい宇宙館 西方海水浴場 唐浜キャンプ海水浴場 寺山いこいの広場	機協町 道の駅観光拠点施設「遊湯館」	入来町 要宕ビスタバーク 鉄道記念館と八風公園 向山自然公園	東郷町 藤川天神「臥竜梅」 梅つつみ等及び桜管理 東郷温泉ゆったり館多目的広場維持管理 とうごう五色親水公園	称答院町 蘭牟田池県立自然公園 世界一郷水車・竜仙館
管理方法	川内市民まちづくり公社へ委託 西方海水浴場振興会へ補助金 川内市民まちづくり公社へ委託 川内市民まちづくり公社へ委託	(株)遊湯館と管理委託契約	~ 業者委託	東郷町観光協会 シルバー人材センター 町維持管理 シルバー人材センター	ア、町作業班、イ・シルバー人材センター委託、ウ・森林組合への委託 ア・作業班、職員
管理内容	施設の維持管理 休憩所・シャワー・トイレ・駐車場等 休憩所・シャワー・トイレ・常設テント等 施設の維持管理	直売所棟·便所棟·駐車場等	~ 草払い等	清掃委託 川内川梅づつみ及び県道路傍梅管理 芝生広場、樹木等の維持管理 バンガロー等管理	一周道路、サイクリングロード、キャンプ場、公園、外輪山登山コース 世界一郷水車、水路、池、竜仙館
実績 (平成13年度)	21,931千円、 1,620千円、 4,897千円	5,000千円	3,548千円、 1,218千円、 2,415千円	745千円、 479千円、 千円、 7,920千円	ア.7,050千円、ウ.2,005千円 4,500千円
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点
施設名称	長目の浜展望所市の浦キャンプ・海水浴場	上甑村県民自然レクリェーション村 観光センターながめ はまゆう園 田之尻展望所・中川原展望所・帽子山展望所他 長崎鼻遊歩道 梶原源太の墓等	ルロボッ坦。至立地が旦、後日ニル公園、資和飯目 公園、資計崎自然公園、打台、手打ぶれあいに場。薩摩 半島眺望の丘・しんきろうの丘・経塚遊歩道・松島展望 所・ふれあいの森 勃掛崎自然公園公衆便所・多目的広場公衆便所・ 手打ぶれあい広場公衆便所・手打港待合所公衆便所・ 小泊公園公衆便所	離島住民生活センター 花瀬緑流公園 健康/単山公園 周/単山ボート公園 間落展望所 八尻展望明 の目の草原的草原が 多目の草原 ぶれあいパークかしま 夜萩丸山公園	<海水浴施設> 「管理の方法に格差がある。 「職員が交替で管理にあたっている海岸有り。事故等の管理責任に問題がある。 ・各市町村にあるキャンプ場等を含めて総合的な管理公社等を設置するか、委託等を考える必要がある。 ・委託に変更すると、管理費用が高くなるので現行の補助金のままで新市に引き継ぐ海岸有り。 ・キャンプ場> 「管理の方法に格差がある。 ・職員が交替で管理にあたっているパンガロー有
管理方法	里村観光協会に委託	村管理 上甑村観光協会へ委託 上甑村シルバー人材センターへ委託	各公民館・女性会 シルパー人材センターへ委託 個人 個人	~ 村管理	り,事故等の管理責任に問題がある。 ・各市町村にある海岸管理等を含めて総合的な管理公社等を設置するか,委託等を考える必要がある。
管理内容	展望所・トイレ キャンブ場・管理棟・パンガロー・テニスコート等	パンガロー、ゴーカート、海水浴場施設管理 観光センター維持管理 キャンブ場・トイレ・シャワー室管理 草刈・剪定の管理 展望所の清掃及び維持管理	展望所・トイレ・公園 キャンプ場 草刈・剪定・施肥・消毒の管理委託 トイレの清掃及び維持管理	施設の維持管理、海水浴場・遊具(トイレの清掃及び草刈) 遊具(トイレの清掃及び草刈) 展望所(草刈及び野焼き) ヘリポート(草刈) 展望 (草刈) 展望台(草刈) 保望台(草刈) (トイレの清掃及び草委託 草刈) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
実績 (平成13年度)	0千円、830千円	7,470千円、 675千円、 36千円、 328千円、 47千円、 66千円	公園·展望所 月20千円、海水浴施設 72千円 月136千円 年額1,800千円 50千円	207千円、199千円、1,113千円、107 千円、100千円、100千円、168千円、6 6,528千円、430千円、312千円 0千円	

協定項目	_川薩地区法定合併協議会事務事業──	亿亿调金总值农		【観光船管理運営】	産業経済部会 観光イベント分科会
肠走垻目	23-16 岡上・観兀関係事業			【観尤加官理理書】	産業経済部会 観光1ヘノト分科会
調整方針(案)	・観光船の管理運営については、新市に移行後	も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
分野名	里村	上甑村	下甑村	その他市町村	課題・問題点
船名	きんしゅう (水中展望船 定員50名、17トン)	観光船かのこ (定員26名、15トン)	おとひめ (定員26名、17トン)	該当なし	・甑島においては、海は観光の目玉でもあり今後も 運行を続ける必要がある。 ・新幹線開業に伴い甑島観光ルートをおおいにPR し、観光客誘致を行い利用者増に努める必要があ る。
目的	里村の恵まれた自然や資源を活用し、観光及びレクリエーションの場を提供することにより、村の活性 化を図る。	甑島の恵まれた海洋性自然環境を観光し、村の活性化を図るため観光船を置く。	下甑村の恵まれた海洋性自然環境を観光及びレクリェーションの場として活用し、村の活性化を図る為,観光船を置く。		
停泊港	里港	上甑村 中甑漁港	下甑村 手打港		
事業主体	里村、㈱甑産業振興公社への管理委託	上甑村	下甑村		
運行内容	1 運航期間:通年 2 所要時間及び料金 ・Aコース40分(大人1,500円 小人750円) ・Bコース60分(大人2,000円 小人1,000円) 割引について 身体障害者及び精神薄弱者:5割引 団体(15名以上から)一般:1割引 学生:大人3割引 小児1割引 大人は中学生以上,小児は小学生以下。 3 出航時間 9:30~,14:00~の2回 随時運航あり。 4 運休日 船舶の定期検査期間。	・西海岸コース 大人1回2,000円・小人1回1,000円円 円 ・東海岸コース 大人1回1,000円・小人1回500円・身体障害者(介護者含む) 上記金額の5割引・団体 (15名以上) 上記金額の1割引	る。手打港を起点として,下甑村の東海岸,西海岸を遊覧する。 ・定置網コースは,手打港を起点として定置網漁業		
その他		【緊急時の運行】 観光船かのこは緊急時はその目的以外に使用する。			

協定項目	23-16 商工・観光関係事業			【観光協会】	産業経済部会 観光イベント分科会
	2 2 1 1 1 1 2 200 0 1 1 1 1 1 1			120000	ZZNIZNI ZNI ZNI ZNI ZNI ZNI ZNI ZNI ZNI
調整方針(案)	・観光協会の組織及び運営については、新市に	移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確	建立を推進する。		
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	川内観光協会	樋脇町観光協会	入来町観光協会	東郷町観光協会	祁答院町観光協会
目的	必要な事業を行い、会員と共に魅力ある協会運営	会員相互の連絡協調のもとに観光資源の保存開発並びに観光事業の普及啓発を図り、本町産業経済の振興と文化向上の実をあげることを目的とする。	観光思想の普及徹底、町内観光資源の調査研究 並びに観光客の誘致、観光施設の建設並びに整 備改善とその促進等その他。		会員相互の連絡、協調のもとに町内観光資源の開発並びに観光事業の推進を図る。本町産業経済の振興と文化向上の実績を目的とする。
内容	県・市・商工会議所等と連携した事業の開催,観光 案内・観光振興を行う。 又,会員の観光に対する意識高揚もはかり,川内 観光地化を模索する。	地域活性化並びに住民福祉の向上のため,観光振興推進事業を行う。	理事会月1回、全体会2回、行政懇談会、入来町 夏まつり、北さつま物産展、鉄道記念館公園ライト アップ、観光用パネルの作成	・会員研修・交流事業・景観づくり啓発事業・観光 客誘致(観光地・農家との連携)・観光案内, PR・ キャンペーン活動推進事業・西郷隆盛愛犬ツン銅 像清掃	・観光思想の普及・観光資源の調査研究並びに開発・観光事業各種団体及び機関との連絡提携・観光施設の広報宣伝・観光客の誘致対策並びに接近研修・観光物産の調査研究並びに生産指導・土産品等の販売及び斡旋・夏祭り納涼花火大会等観光事業の実施
会員数	会員:約270名(平成14年度) (会員·特別会員)	会員:130名 役員:19名	会員:56名	会員:88名	1号会員(正会員)11名 2号会員(正会員)78名 贊助会員 90名
会費	1口:2,000円	1人2,000円	1人2,000円	年 2,000円	1号会員(正会員)10,000円以上 2号会員(正会員)2,000円以上 賛助会員 1,000円
事務局体制	事務局職員2名(内1人は,事務局長)	樋脇町観光協会の事務局を経済課内に設置す る。	入来町観光協会の事務局を企画開発課内に設置 する。	東郷町観光協会の事務局を経済課内に設置す る。	·会長·副会長2名·理事12名·監事2名·事務局 企画開発課
分野名	里村	上甑村	下甑村	・鹿島村	課題・問題点
名称	里村観光協会	上甑村観光協会	該当	旨なし	
目的		村の観光振興及び地域振興に寄与している村観 光協会の運営の助成。			・市町村によって,運営補助・事業・イベント等の補助と額に違いがある。 ・新市に移行後には、観光協会の改編を検討していく必要がある。 ・観光協会のメニュー事業の一つである。 ・事務局を役場に置いている町村がある。合併後
内容		協会運営費に対する助成及び委託業務のほか、よ リー層充実した観光案内、またテレホンカード・名 刺台紙等作製販売を行ない本村を紹介し、多くの 観光客の誘致に努める。			は、自主運営の必要がある。 ・新市に移行後、ひとつの観光協会となる必要があるが、現在の状況では、早急な合併は難しいようである。新市に移行後、調整をする間、連絡協議会等の設立をするか、各市町村協会を支部として捉えて合併を進めるか、検討・考慮する必要がある。
会員数	平成14年度会員数:51名	会員:55名			
会費	一律:2,000円	年会費1,500円			
事務局体制	里村役場経済課 事務局長:経済課長,事務職員:産業振興係	上甑村役場企画課			

	川唯地区坛足口价励俄女争物争未一人		
協定項目	23-16 商工・観光関係事業	[ウォータークィーン・キング]	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・川内ウォ - タークィーン・キングについては、	、新市に移行後、速やかに調整する。	
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点
名称	川内観光協会	該当なし	川内ウォータークィーン・キング 1市だけの実施であるが、新市に移行後は、新市 の範囲内での代表選考が必要である。
	川内市の紹介,観光宣伝,団体等の開催する行事に出務するクィーン・キングの出務等の運営にあたる。		
内容	応募・運営及び出務等の運営全般		

	川隆地区法定古州協議会事務事業一刀				**************************************	
協定項目	23-16 商工・観光関係事業			【観光関係団体】	産業経済部会 観光イベント分科会	
調整方針(案)	・観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社) 鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 川内市旅館組合 川内高城温泉振興会 九州観光都市連盟 鹿児島県14市観光連絡会議	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光連議 (社)鹿児観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会 九州・沖縄道の駅	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光遠議会 (社)鹿児観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県キャンブ協会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光がごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会 鹿児島県観光所在町村協議会 観光振興推進協議会	
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	
名称	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンブ協会 甑島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンブ協会 甑島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甑島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 甑島観光協会	・旅館組合については、新市において新しい旅館 組合を設立して、関係者・機関の連携の拡大・誘客 の活性化を図る必要がある。 ・地域性のある独立国は、地域振興に係る部分で あり必要と考える。 ・スポーツ合宿誘致対策の受入団体との調整及び 組合の組織の改編を考慮する必要がある。	

	川隆地区法正古伊協議会事務事業一大	1110 响 差 総 拍 仪			•
協定項目	23-16 商工・観光関係事業			【宿泊施設】	産業経済部会 宿泊施設分科会
調整方針(案)	・宿泊施設については、現行のまま新市に引き	継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運動	営協議会の設置については、合併時に、新たに制	利度等を制定する。	
分野名	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村
名称	きんかんの里ふれあい館	東郷温泉ゆったり館	財団法人鹿児島勤労者いこいの村	里村交流センター「甑島館」	観光研修複合施設「すのさき荘」
位置	入来町浦之名5264-7	薩摩郡東郷町斧淵1940番地1	祁答院町藺牟田1806	里村里1619番地15	上甑村中甑 313番地の1
設置団体	入来町	株式会社東郷温泉ゆったり館	雇用能力開発機構	里村,里村漁業協同組合,里村商工会,里村観光協会	
設立	平成9年4月1日	平成14年2月18日	昭和53年10月1日	平成7年12月8日	昭和58年7月1日
資本金		1億円	出資金	43,000,000円	
役員構成	ふれあいの里営農組合(理事13名・監事2名)	·代表取締役 森薗正堂·取締役 和田 国昭 (助役)·取締役 知敷憲一郎(総務課長)·監 査 中村昌弘	·理事長(県商工観光労働部長)·副理事(町長)· 理事6名·監事2人	代表取締役1名,取締役4名,監査役2名	
	和室·交流室·レストラン·特産品販売所等、客室3 室、最大宿泊数32名	温泉施設 大浴場2、宿泊施設 最大39名宿泊可	鉄筋コンクリート造り、地下1階地上4階宿泊客室2 4室	宿泊施設:部屋数39,最大宿泊数82名 会議室:大1室,中1室,小2室	鉄筋コンクリート2階建、宿泊客室11室
運営協議会の状況				運営については、株式会社甑産業振興公社に委託している。	村は観光協会と委託契約して、又、観光協会は個人と委託契約で運営管理を行なっている。
分野名	下甑村		市町村		問題点
名称	下甑村離島体験宿泊施設竜宮の郷	該当	首なし	1 名称及び位置	皆での統合の調整は困難である。合併後に検討委
位置	下甑村手打2040番地			・現在の名称で,長い間営業をしており名称は定着 べきと考える。	もしている。利用者に対しても,名称の変更は避ける
設置団体	下甑村			2.施設の運営協議	
設立	平成5年9月1日			き継ぐ。	D見直しをする必要があるが,基本的にはそのまま引
資本金				をする会議を速やかに立ち上げる必要がある。	て運営していく必要があるので,経営方針等の協議 役会)等の構成員や連絡調整機能を確立する必要
役員構成				があると考える。	(文法) 守の情が負 に建設的 一般になる 正立 するが 女 を になる 正立 するが 女 を になる 正立 するが 女 を になる 正立 するが 女 になる 正立 するが 女 になる 正立 するが 女 になる 正立 するが 女 になる こうがん こうがん こうがん はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんしょ はんしょ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんし
施設の内容	鉄筋コンクリート2階建,宿泊客室13室				
運営協議会の状況	規則で定めるもののほか、竜宮の郷の運営管理に ついて必要な事項は支配人が村長の承認を得て 別に定める。				